

平成23年度後期高齢者医療制度について

■後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を7月中旬頃送付します

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

■保険料の計算方法

①均等割額	+	②所得割額	=	①+②
43,924円		(22年中の総所得金額等※ - 330,000円) × 8.23%		23年度保険料額 (最高限度額 50万円)

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)。

■保険料のお支払い方法

平成23年度の保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。

①年金からのお支払い(特別徴収)	特にお手続きいただく必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは市の窓口にご相談ください。
②口座振替や納付書でのお支払い(普通徴収)	7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。



■軽減措置について

所得の低い方や被扶養者だった方の保険料が軽減される場合があります。要件等がありますので、詳しくは保険証に同封しておりますパンフレットをご覧ください。

■新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付します

■被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成22年中(1~12月)の所得により算出された平成23年度の住民税課税所得と平成22年(1月から7月までは平成21年)中の収入をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

また、臓器の移植に関する法律の改正で、被保険者証の裏面に、臓器提供の意思表示欄が設けられます。この意思表示は任意であり、記入を義務付けられるものではありません。臓器提供の意思表示へのご理解とご協力を何卒、お願いします。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金と、入院時の食事代が減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。詳しくは、保険証に同封しておりますパンフレットをご覧ください。

【問合せ】 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎078-326-2021、国保健康課 ☎48721

平成23年度の介護保険料は昨年度と同様です

65歳以上の方が対象となる介護保険料は、3年ごとに見直しを行っており、今年度は料金改定から3年目にあたるため、各所得段階の保険料については、昨年度と同様です。

7月中旬には、平成23年度介護保険料決定通知書を送付します。同封しておりますパンフレットも併せてご確認ください。

【問合せ】 長寿介護課介護保険担当 ☎48788 FAX48955 kaigo@city.kasai.lg.jp

国民年金のお知らせ

■国民年金保険料の納付が困難なときは「免除制度」をご利用ください

所得の減少や失業等の経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合、申請して承認されると保険料の納付が全額または一部が免除される「申請免除制度」、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」(30歳未満)があります。

未納のまま放置されますと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず手続きしてください。

①申請免除制度

区分	保険料納付月額	受給率
全額免除	0円	1/2
3/4免除	3,760円	5/8
半額免除	7,510円	6/8
1/4免除	11,270円	7/8

※受給率：全額納付した場合と比べて計算した受給額に対する割合

※3/4、半額、1/4免除は、保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

対象者／本人・配偶者・世帯主の全員が次のいずれかの要件に該当する方

- ・前年所得が少ない方(所得制限あり)
- ・平成22年4月以降に失業・倒産・事業の廃止にあった方
- ・障害者又は寡婦であって、前年所得が125万円以下の方
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ・特定障害者に対する特別障害者給付金を受けている方



②若年者納付猶予制度

30歳未満の方を対象に保険料の納付を猶予します。ただし、10年以内に保険料を納めなければ、年金を受け取るための資格期間には入りませんが減額となります。

対象者／本人(30歳未満)・配偶者が次のいずれかの要件に該当する方

- ・前年所得が少ない方(所得制限あり)
- ・平成22年4月以降に失業・倒産・事業の廃止にあった方
- ・障害者又は寡婦であって、前年所得が125万円以下の方
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

平成23年6月までに「全額免除」「若年者納付猶予」の承認を受けられた方で、7月以降も継続免除を希望された方には、年金事務所より23年度分の審査結果が送付されます。承認された方の申請は不要です。「全額免除」「若年者納付猶予」で継続免除を希望されない方、「3/4免除」「半額免除」「1/4免除」を希望される方は、7月以降免除申請が必要です。

■上記免除制度の申請

市役所1階⑤番窓口、市民課で7月から申請受付を行っています。

対象期間／平成23年7月~24年6月

必要な物／年金手帳、印鑑、失業が理由の場合は雇用保険の「雇用保険受給資格証」または「離職票」等、平成23年1月2日以降に他市から転入された方は「平成22年度中の所得状況が確認できる書類」

■これから国民年金を受けようとしている60歳以上65歳未満の方へ

国民年金の老齢基礎年金額は、満額で788,900円(平成23年度)ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間(480か月)の国民年金保険料を完納しなければなりません。

昭和61年3月以前の厚生年金(共済組合)加入者の配偶者や平成3年3月以前の学生については、国民年金の加入は任意加入でした。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、本人の申し出により60歳から65歳未満の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

【国民年金の任意加入制度】

保険料／月額15,020円(平成23年度)

※保険料の前払いにより割引される前納制度もあります(保険料の納付方法は原則口座振替です)。

対象者／次の全ての条件を満たす方

- ・国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ・老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ・20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480か月未満の方

【問合せ】 市民課年金担当 ☎48722 FAX48045 shimin@city.kasai.lg.jp